

70歳以上の高額療養費制度の見直しおよびそれにもなう 老人医療助成事業(㊦41)の高額療養費の取り扱い変更について ～8月1日から～

京都医報2月1日号保険医療部通信にて既報のとおり、70歳以上の高額療養費制度に見直しがあり、8月1日から自己負担上限額が下記のとおり変わりますので、お知らせします。

また、この見直しにもない、京都府が実施する老人医療助成事業(㊦公費負担番号41)の対象者についても、8月1日から同様に自己負担上限額が変わりますので、ご注意ください。

記

○ 70歳以上の高齢受給者の高額療養費制度の見直し(㊦41の高額療養費も同じ)

○見直し前(平成29年7月診察分まで)

適用区分	ひと月の上限額 (世帯ごと)	
	外来 (個人ごと)	
現役並み 年収約370万円～ 標報28万円以上 課税所得145万円以上	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1% <多数回44,400円※2>
一般 年収156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満(※1)	12,000円	44,400円
低所得者	8,000円	II 住民税非課税世帯 24,600円
		I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) 15,000円

○見直し後(平成29年8月診察分から)

適用区分	ひと月の上限額 (世帯ごと)	
	外来 (個人ごと)	
現役並み 年収約370万円～ 標報28万円以上 課税所得145万円以上	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1% <多数回44,400円※2>
一般 年収156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満(※1)	14,000円 [年間上限 14万4,000円]	57,600円 <多数回44,400円※2>
低所得者	8,000円	II 住民税非課税世帯 24,600円
		I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) 15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。